

四日市市告示第491号

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年11月6日

四日市市長 森 智広

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成24年四日市市告示第153号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の交付金の額は、国が環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）第7の規定に基づき、国の交付金の交付額の調整を行った場合においては、前項の規定にかかわらず、当該調整額に応じて算定するものとする。</u></p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 (略)</p>
<p>(交付の申請)</p> <p>第3条 前条の交付を受けようとする者は、四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、<u>市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第3条 前条の交付を受けようとする者は、四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、<u>8月31日までに提出しなければならない。ただし市長が特別に認めた場合は延長できる。</u></p>
<p>(交付決定額の変更)</p>	<p>(交付決定額の変更)</p>

第7条 事業者は第5条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、四日市市環境保全型農業直接支払交付金変更交付申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 （略）

（事業実施状況の報告）

第8条 事業者は、事業が完了したときは、四日市市環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

第7条 事業者は第5条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、四日市市環境保全型農業直接支払交付金変更交付申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の9月30日までに提出しなければならない。

2 （略）

（事業実施状況の報告）

第8条 事業者は、事業が完了したときは、四日市市環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、交付金の交付を受ける年度の2月25日までに市長に提出しなければならない。

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
交付対象者	(略)	交付対象者	(略)
事業対象活動	(略)	事業対象活動	(略)
交付金の額	<u>(ア) 10a 当たり</u> <u>8,000円</u> (イ) 及び (ウ) (略) <u>(エ) 10a 当たり</u> <u>5,000円</u> (略)	交付金の額	<u>(ア) (エ) 10a</u> <u>当たり8,000円</u> (イ) 及び (ウ) (略) (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の事業に係る交付金から適用する。

(商工農水部農水振興課)